

さいたま市放課後子ども居場所事業 Q&A

I 利用に関すること

問1 定員はありますか？

答1 定員はありません。午後5時までは利用申込をすれば、どなたでも利用できます。午後7時までは、就労等の要件を満たしていれば利用することができます。

問2 「区分2」（午後7時まで利用する場合）の利用要件は何ですか？

答2 就労、求職活動、就学、出産、病気、障害、看護、介護、災害により午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合には、午後7時まで利用することができます。なお、申込時に上記の事由を確認する書類を提出していただきます。

問3 仕事は午後4時30分までですが、お迎えは午後5時を過ぎてしまいます。「区分2」に申し込みをして午後7時まで預かってもらうことはできますか？

答3 通勤時間も含めて午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合は、「区分2」を利用することができます。

問4 夏休みだけの利用はできますか？

答4 夏休み前に利用申込をすることで利用することができます。

問5 お迎えは必要ですか？

答5 「区分1」を利用する方は、帰宅時の安全面を考慮し、原則として保護者等のお迎えをお願いします。「区分2」を利用する方は、必ず保護者等のお迎えをお願いします。

問6 児童の1人帰りは可能ですか？

答6 児童の安全を考慮し保護者のお迎えをお願いしております。習い事等の都合によりやむを得ない場合は、個別に運営事業者へお問い合わせください。

問7 習い事や放課後デイサービスの職員がお迎えに行くことは可能ですか？

答7 可能です。その場合は、事前に運営事業者と協議を行ってください。

問8 保護者ではなく兄姉のお迎えは可能ですか？

答8 児童の安全確保の観点から、原則として保護者によるお迎えをお願いしております。なお、祖父祖母など親族によるお迎えは可能です。やむを得ず未成年の兄姉がお迎えする場合には、運営事業者へご相談ください。

問9 一時帰宅等（中抜け）は可能ですか？

答9 児童の安全確保の観点から、放課後子ども居場所事業を降所したあとの再登所や授業終了後に一時帰宅してからの放課後子ども居場所事業の利用は原則としてできません。なお、放課後子ども居場所事業のあとに塾や習い事へいくことは可能です。

問10 曜日によって利用しない日や早く帰る日があっても利用できますか。

答10 利用できます。

問11 区分1に登録した場合、残業で17時を超えてしまう場合は延長して預かってもらえますか。

答11 必ず利用時間内のお迎えをお願いします。不定期でも17時を超えることがあらかじめ想定される場合は、区分2での登録をお願いします。

問12 夏休み等長期休暇中の朝の登所は児童のみでも可能ですか。

答12 児童だけの登所は可能とし、事前の届け出等は不要とします。ただし、新一年生の入学式前の利用期間は、児童の安全のため保護者による送迎をお願いします。

Ⅱ 利用料金に関すること

問13 利用料金の中に保険料は含まれていますか？

答13 含まれています。

問14 月に一度も利用しなかったり、1～2回程度の利用であっても、月額料金を支払うのですか？

答14 恐れ入りますが、利用頻度に関わらず、利用登録中は月額料金をお支払いいただきます。

Ⅲ 申込みに関すること

問15 申込時期はいつですか？

答15 令和6年2月から申込を開始します。詳細はモデル事業実施校により異なるため、さいたま市ホームページをご確認いただくか、または各運営事業者へお問い合わせください。

問16 年度途中からの利用や途中退所はできますか。

答16 年度の途中からの利用や途中退所もできます。詳しいお手続きにつきましては、各運営事業者へお問い合わせください。

問17 年度途中で利用区分を変更することはできますか。

答17 年度の途中から利用区分を変更することは可能です。お手続きにつきましては、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用変更届」を運営事業者へご提出ください。詳しくは各運営事業者へお問い合わせください。

問18 受付期間までに提出書類の準備ができない場合はどうしたらよいですか。

答18 各運営事業者へお問い合わせください。

Ⅳ 活動に関すること

問19 職員はどのくらいの人数が配置されるのでしょうか。

答19 利用する児童数に応じて職員を配置します。

区分1を利用する児童については、児童20人につき職員1名以上を配置します。区分2を利用する児童については、児童19人までは職員2名以上、35人までは3人以上、児童36名以上は職員4名以上を配置します。また、障害等の配慮を要する児童については、児童数に応じてさらに職員を配置いたします。

問20 区分1と区分2の児童は別々に活動するのでしょうか。

答20 一緒の活動場所で過ごすことを想定していますが、児童数が多く活動する内容によっては、利用区分によって活動場所が分かれる場合もあります。

問21 おやつを提供は何時頃になりますか。

答21 17時以降の早い時間帯に提供します。夕食への影響を考慮した量や内容を検討しています。

問22 短縮授業の日や夏休みなど給食がない日はお弁当の提供はありますか。

答22 給食のない日や学校休業日はお弁当の持参をお願いします。

Ⅴ その他

問23 公設放課後児童クラブに申し込みすることはできますか？

答23 モデル事業実施校の公設放課後児童クラブは廃止となりますが、隣接する学区の公設放課後児童クラブに申し込みいただくことは可能です。ただし、さいたま市放課後子ども居場所事業と公設放課後児童クラブの利用を併用することはできません。公設放課後児童クラブの申し込みをしたあとに、さいたま市放課後子ども居場所事業を利用することが決定した場合は、公設放課後児童クラブの申し込みの取り下げを区役所支援課に連絡してください。

問24 さいたま市放課後子ども居場所事業を利用したいと考えていますが、まだ決めかねています。民設放課後児童クラブに申し込みをしても大丈夫ですか。

答24 さいたま市放課後子ども居場所事業は、定員を設けないことから、申込みいただいた方は利用することができます。

民設放課後児童クラブに申込みいただくことは可能ですが、さいたま市放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両方を利用することはできませんので、さいたま市放課後子ども居場所事業を利用する場合は、民設放課後児童クラブに申し込みの取り下げの連絡をしてください。

問25 放課後デイサービスや市が委託していない民間学童との併用は可能ですか。

答25 放課後デイサービスや市が委託していない民間学童と併用して利用することは可能です。

問26 さいたま市放課後子ども居場所事業の実施校に通う予定ですが、他校の公設放課後児童クラブに入室することが決まったので、指定校を変更することはできますか？

答26 指定校の変更をすることはできません。詳しくは教育委員会学事課（048-829-1648）へお問い合わせください。

問27 今まで市が委託する民設放課後児童クラブを利用していました。4月からさいたま市放課後子ども居場所事業を利用することはできますか？

答27 利用できます。ただし、さいたま市放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの併用はできません。

問28 放課後チャレンジスクール事業を利用することはできますか？

答28 放課後チャレンジスクール事業は、これまでどおり実施いたします。さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後チャレンジスクールは併用が可能です。

放課後チャレンジスクールのご利用については、教育委員会生涯学習振興課（048-829-1703）へお問い合わせください。

<参考>

<https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008423.html>

問29 放課後児童クラブを利用する場合には、施設を週3日以上利用する必要があることが要件となっていますが、さいたま市放課後子ども居場所事業でも同じですか？

答29 「区分1」を利用する場合は、保護者の就労等の要件や利用頻度に関わらず、

利用する全ての児童が利用することができます。「区分2」を利用する場合は、保護者が就労等の理由により午後5時以降に児童の面倒をみるできない日が1日以上ある場合に利用することができます。